

令和7年度 第3回石狩市男女共同参画推進委員会 議事録

日 時 令和7年11月27日(木) 18時00分～

場 所 石狩市役所 4階 402会議室

議 事 次 第

◇開会

◇本日の資料及び予定確認

◇欠席委員報告

◇委員長挨拶

◇議事

＜協議事項＞

1 第5次共同参画計画（仮称・案）について

2 計画の名称について

◇その他

事務局より事務連絡

◇閉 会

出席者 11名 傍聴者 1名

委 員			職 員（事務局）			
役 職	氏 名	出欠	所 属	役職	氏 名	出 欠
委員長	高嶋 真之	○	環境市民部	部長	時崎 宗男	○
副委員長	長濱 啓子	○	広聴・市民生活課	課長	青山 昌弘	○
委 員	池本 敦	○		主査	柴田 春奈	○
	森口 雅和	○		主任	泉 亮子	×
	石上 千里	○				
	岩崎 真理子	○				
	小原 江里	○				
	酒井 妙美	×				
	高橋 智美	○				
	山崎 智美	○				
	椿 晃	○				

◇開会

【事務局（青山課長）】

皆様こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。これより令和7年度第3回石狩市男女共同参画推進委員会を始めたいと存じます。私は事務局の広聴・市民生活課長の青山でございます。よろしくお願いいたします。

最初に欠席委員の報告を致します。本日は酒井委員が欠席で、池本委員と小原委員が遅れて出席されると連絡をいただいております。

◇本日の予定と配布資料確認

【事務局（青山課長）】

続きまして本日の資料と予定の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に郵送しているものをお持ちでしょうか。資料の中身としましては

議事次第

資料1 新計画の検討に当たって

資料2 第5次共同参画計画（仮称・案）

資料3 各課実施内容詳細

資料1から3までお手元にごございますでしょうか。それでは本日の会議は来年度から施行となります第5次計画の原案を作成致しましたので、この計画の内容と計画の名称につきまして委員の皆さまにご協議いただき、終了の時刻としては19時頃を予定しております。円滑な審議につきまして皆さまのご協力をお願いいたします。それでは改めまして委員会の開催に当たり高嶋委員長に一言ご挨拶をいただきまして、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◇委員長挨拶

【高嶋委員長】

皆さま改めましてこんばんは。藤女子大学の高嶋です。3回目になりますが、これまでの会議の中では皆さまの活発な意見に助けられながら進めてまいりました。その時に出的様々な意見が、今回の計画原案に取り入れられています。今回も様々な議論の中でご意見をいただき、それを反映させていければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議事

<協議事項>

協議事項1 第5次共同参画計画（仮称・案）について

【高嶋委員長】

ではさっそく議事の進行に移りたいと思います。まず協議事項1 第5次共同参画計画（仮称・案）について、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【事務局（柴田主査）】

それではご説明いたします。まず資料1「新計画の検討に当たって」をご覧ください。新

計画の原案を作成するにあたり、第2回の委員会でご提言いただいた内容が、資料1の1、(1)から(3)と3項目ございます。

(1) DV相談窓口の浸透とハラスメント対策について

(2) 多様な性のあり方を尊重する社会の実現について

これらにつきましては、計画案に反映しておりますので計画案の説明の中でご説明いたします。

また、(3)計画等の表記についてのご提言を受けまして、性別に捉われないという観点から、計画名や計画内における表記についても、法律や国の制度等を除き、今回「男女」の文言を記載しない扱いとしたところであります。また、今後は本委員会の名称も含め、関連する名称についても変更等を検討していきたいと考えております。計画の名称については、本日後ほどご協議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第5次石狩市共同参画計画（案）についてご説明します。資料2の1ページをご覧ください。はじめに第1章の「1. 計画策定の趣旨」としましては、3段落目に記載のとおり、就業や生活のあり方等、社会構造や意識・価値観が変化するなか、性別に捉われない共同参画社会の実現に向けた取組を推進する指針として策定するものとなります。

次に、「2. 計画の位置づけ」については、関連法に基づく市町村計画として位置づけるものであり、その中の「(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、今回新たに追加したものとなっています。なお、以降、黄色マーカー部分につきましては、今回新たに追加した項目や、前回計画から変更した内容となっております。

次に、「3. 計画の期間」については、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

続きまして、2ページをご覧ください。「第2章 計画の基本的な考え方」についてですが、

「1. 計画の基本理念」としては、性別による固定的な概念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、「性別に関わらない平等の確立」と「自立社会の形成」を基本理念としています。

次に、「2. 計画の基本目標」として

- I 共同参画社会をめざす意識づくり
 - II あらゆる分野における共同参画の推進
 - III 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- の3つを設定しています。

内容としましては、基本目標Iでは、職場、家庭、地域、学校など、あらゆる場面を通じて、共同参画の重要性についての意識づくりを推進します。基本目標IIでは、職場や家庭などで共同参画の必要性を実感できる取組や、仕事と生活を両立できるワークライフバランスの取組を推進します。また、市役所自らが市内事業所のモデルとなるよう、石狩市特定事業主行動計画に基づき、率先して多様なライフスタイルの実現に向けた働き方を推進します。基本目標IIIでは、暴力やハラスメントを未然に防止するとともに、早期に発見し、適切な支援に繋げるほか、困難を抱える人への相談や自立の支援とともに、性の多様性について、正確な情報の提供等により理解の促進に努めます。

続きまして、3ページをご覧ください。「第3章 計画の体系と施策の展開」につきまして

は、計画の体系では、基本目標を達成するための施策の方向、そして各施策の内容を一覧で掲載しています。詳細は4ページ以降で説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。ここからは基本目標ごとに、各施策の実施内容と、それぞれの施策に基づく具体的な取組内容、合わせて担当課名を記載しています。この記載の仕方については、現行の第4次計画までは具体的な取組内容をあまり計画本体に記載していなかったことから、取組の中身が少し分かりづらかったため、今回の第5次計画においては、具体的な取組を簡潔に記載しています。個々の施策や具体の取組内容については、資料に記載のとおりとなっておりますので、本日は、黄色マーカー部分を中心に説明いたします。また資料3としてお配りしているものは、同様の内容をもう少し詳しく記載した参考資料となっておりますので、併せてご確認くださいと思います。

はじめに、基本目標Ⅰの「施策の方向1 共同参画意識の普及啓発」の部分では、(1) 共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進として、市民図書館における共同参画に関する特集展示や関係図書の提供を追加しています。また、(3) 市役所における共同参画の意識づくりとして、各種研修等への参加促進や、共同参画に関するイベント等の周知に取り組むこととしています。

次に、5ページをご覧ください。「施策の方向2 こどもの共同参画の理解促進」においては、今年度から施行されているこどもの権利条例を踏まえ、(1) こどもの権利の普及啓発関連として、こどもの権利に関するリーフレット等を活用した普及啓発を追加しています。また、合わせて6ページの(5) こどもを取り巻く関係者の意識啓発として、こどもの権利調査相談員等による教育関係者や保護者への意識啓発の取組を追加しています。また、基本目標Ⅰの成果指標としましては、①男女の地位は平等と回答した人の割合「目標 50%」②こどもの権利を知っている人の割合「目標 80%」の2つを新たに設定したところであります。

続きまして、基本目標Ⅱに移ります。「施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進」の部分になります。(1) 市政における能力に応じた女性職員の参画拡大として、管理・監督職への女性職員の登用を現行計画に引き続き掲載しています。

次に7ページをご覧ください。「施策の方向2 働く場における環境づくり」においては、(2) 農林水産業における共同参画の推進としまして、性別に捉われない農業、漁業への新規就業に対する支援、人材育成のための各種助成の取組を追加しています。

次の「施策の方向3 ワークライフバランスの推進」においては8ページをご覧ください。(1) ワークライフバランスの意識啓発として、市職員に関する部分について、市職員向けに職員課で実施している、子育て介護両立支援ハンドブックの発行の取組を追加しています。また、次の(2) 性別に捉われず子育てや介護を支えていく環境づくりについては、全て黄色いマーカーが付いておりますが、これは、現行計画では具体の取組の記載が少なかったため、今回の第5次計画においては、できるだけ具体的にわかりやすい記載内容に変更しています。

8ページから9ページにかけてになりますが、子育てや介護を支える環境の充実に関する取組については、石狩市こどもビジョンや高齢者保健福祉計画等、関連する個別計画との整合性を図りながら、関係各課と協議のうえ、具体の取組内容を明記したところです。また、基本目標Ⅱの成果指標としましては、①市役所の管理・監督職に占める女性の割合を引き続

き用いるとともに、新規項目として、②市内事業者のハラスメント窓口を設置している割合「目標 50%」③家庭内における家事や育児、介護の役割分担について、「男女とも平等にするのがよい」と回答した人の割合「目標 50%」の3つを設定したところであります。なお、補足としまして、現行計画まで設定していた「審議会の委員に占める女性の割合」については、今回指標としては設定しておりませんが、国の調査において毎年度報告が必要なことから、庁内における実績把握は継続して行っていく予定としております。

続きまして、基本目標Ⅲに移ります。「施策の方向1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」の部分になります。こちらについては、資料1の1(1)をまたご覧いただきたいのですが、計画策定にあたってご提言いただいた「相談行動のハードルを下げ、必要な人が安心して支援に繋がるよう、周知や体制に工夫が必要」「DV被害の自覚に乏しい人には、その気づきを促す啓発」「加害行動抑止への取組」を反映したものが、資料2の10ページ(1)配偶者等の暴力やハラスメント防止に向けた啓発と情報提供(2)被害者に対する支援体制の充実と、「施策の方向2 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」で11ページ(1)困難や不安を抱える人への支援になります。

まず、10ページの「施策の方向1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」ですが、アンケートの結果においても、相談窓口の連絡先を知っている方の割合が低い現状を踏まえ、わかりやすい相談窓口のリーフレットを作成するなど、周知啓発に取り組んでいきます。また、被害者の自立支援の取組としては、黄色マーカー部分、DV被害者に対する市営住宅への優先抽選を新たな取組として追加しています。

次に「施策の方向2 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」につきましては、国の法律が新たにできたことから、第5次計画から新たに項目として追加した内容となっております。

11ページをご覧ください。令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえて、ひとり親や障がい者、高齢者など、様々な事情により日常生活または社会生活上、困難な問題を抱える人やそのおそれのある人に対して、支援に関する相談窓口の周知や、関係機関と連携した支援体制の充実を図っていくこととしており、非常に範囲が広い施策の中身にはなりますが、関係各課と協議の上、関連する取組内容を記載したものとなっております。

次に、11ページ下段から12ページにかけての、「施策の方向3 地域防災における共同参画の推進」に関しましては、内容としては、現行計画からの変更等はありませんが、引き続き、共同参画の視点に立った防災体制の構築等、具体的には、あらゆる性別や立場の視点を持った災害対応に向けて、必要に応じて、避難所運営マニュアルの見直しなどに取り組むこととしております。

次に、12ページの「施策の方向4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実」についてですが、こちらについては、計画策定にあたってご提言いただいた内容、資料1の1(2)多様な性のあり方を尊重する社会の実現についてに記載している内容になりますが、「性的マイノリティについての周知啓発の取組」「パートナーシップ宣誓制度の周知」について取組内容に反映させています。(1)多様性を尊重する環境づくりとして、アンケート結果においても、今年度から実施しているパートナーシップ宣誓制度の認知度が20%と低

い結果を踏まえ、イベント週間等でのパートナーシップ宣誓制度の周知啓発の取組や、このほか、多様性を尊重する教育の環境づくりとして、具体的には、性別に捉われない中学校の制服の選択を新たに取組として追加しております。また、次の 13 ページの（２）性的マイノリティに関する理解促進では、市民図書館における性的マイノリティに関する特集展示や関係図書の提供を新たに記載したところであります。なお、基本目標Ⅲの成果指標としましては、①DV相談窓口の連絡先を知っている方の割合「目標 50%」②パートナーシップ宣誓制度の認知度「目標 50%」の２つを新たに設定したところであります。

最後に、14 ページ「第４章 計画の推進に向けて」につきましては、１．市民・企業・団体等との連携では、市の審議会における協議等について、また２．庁内推進体制の整備では、この行政推進会議における評価検証等について、記載しているものであります。

その他、14 ページ以降では、「第５章 資料編」としまして、先程ご説明した市民意識調査の結果を掲載しているものとなっております。第５次計画案につきまして、説明は以上となります。

【高嶋委員長】

ありがとうございます。事前にもお目通しいただいているかと思いますが、特に黄色の部分がこれまでと変わっているところですので、ご意見やご感想、確認と質問を含めて 30 分くらいでまとめられたらと思います。発言に際しましては、これまでどおり議事録作成のためお名前を仰っていただいてからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

【岩崎委員】

女性に対する暴力をなくす週間のパネル展を図書館で見たのですが、こちらは来年も行いますか。時間が無くてじっくりは見られなかったのですが、動画は使っていますか。パネル展をやっていたところにある大きなスクリーンを使ってはどうでしょうか。

【事務局（柴田主査）】

毎年行います。これまで市役所 1 階ホールで行っており、市民図書館で行ったのは今年が初めてでした。動画はこれまで使ったことはありませんが、次回から検討したいと思います。

【事務局（青山課長）】

今、岩崎委員からお話いただいたのが 10 ページの（１）配偶者等の暴力やハラスメント防止に向けた啓発と情報提供のところに書いてある取組内容の上の方、女性に対する暴力をなくす運動パネル展の実施、これを市民図書館内でやらせていただきました。内容はここにも書いてありますが、これは国で 11 月を女性に対する暴力をなくす運動の取組強化期間としており、それに伴って石狩市でも毎年 1 階ロビーで行っていましたが、図書館の方が人の目に留まりやすいということで今年は市民図書館で行いました。先ほどお答えしたとおり、これからも継続して工夫しながら取り組んでいきたいと思っています。

【森口委員】

9 ページ中段の成果指標②市内事業者のハラスメント相談窓口を設置している割合ですが、これは今回の調査とは違う調査から拾っている数字ですね。

【事務局（青山課長）】

今回計画を作るために市民意識調査を実施しましたが、それとは別に事業者向けに毎年行っている雇用・基本労働調査の中に、ハラスメント相談窓口を設置している割合について、共同参画の計画に取り入れるべく調査項目を追加して調査しております。

【森口委員】

ハラスメント相談窓口の設置については、労働施策総合推進法の改正で 2022 年から全事業者に義務付けられています。それに対して目標値が 50%というのは、本来 100%でなくてはいけないところを石狩市として 50%を容認するというように見えてしまうことが懸念されます。中小企業が多いと思うので、計画上では 100%としておいて、例えばアウトソーシングで相談を受け付けられるような施策を別建てするなど検討された方が良いかと思います。

【事務局（青山課長）】

仰っている趣旨はごもっともだと思います。目標値の設定の方向性は再度検討したいと思います。市の姿勢として 50%という位置づけがあるべき姿ではないというのは仰るとおりですので、工夫が必要と考えています。

【高嶋委員長】

2020 年度以降が大企業の設置義務化で、2022 年以降は中小企業含め全事業所が対象ですね。

【事務局（青山課長）】

あるべき姿として、計画の目標値としては 100%と設定すべきだと思います。改めて認識いたしました。ありがとうございます。

【山崎委員】

社会福祉協議会の山崎と申します。初めて参加させていただきます。生活困窮者と資金の貸し付けなど世帯のお金の困りごとの相談窓口を担当しております。よろしくお願いいたします。初めての参加になるのでピント外れであればご容赦いただきたいのですが、こちらが市役所の計画ということになりますので、社会福祉協議会の内容を掲載するのはお門違いかと思いながら、わからず質問させていただきたいのですが、11 ページの「相談窓口の周知」というところで、21 ページの調査結果の中でどこに相談したらいいのかわからない方や、専門家に相談するほどではないなというふうに考えてらっしゃる方が非常に多いと思いました。声を出すべきなのに出不さなくていいと思っっている方が多いと感じています。社会福祉協議会でも「住民よろず相談」というものを行っており、広報いしかりにも載せていただいているので気に掛けて頂ければと思うのですが、住民よろず相談はまさに専門家に相談するほどのことではないと思っっている方がふらっと来られる予約なしの相談窓口となっております。例

えば、ここに「住民よろず相談」と書いていただいたり、担当課というのが周知の担当ということであれば、社会福祉協議会の所管課（福祉総務課）となるかと思いますが、相談の種類のところに「住民よろず相談」と入れていただけたらと思います。もしくは直接「社会福祉協議会」と他の計画には書かれている場合もありますので、可能であればぜひ付け加えていただけたらと思います。

【事務局（青山課長）】

ありがとうございます。例えばこの中ですと生活困窮者の自立相談支援などは家計相談なども含め、いろいろと社会福祉協議会さんに委託して実施している取組でもありますので、市の計画であります、市内全体の事業者も含めた計画という位置づけにしておりますので、ご提案があった部分については追加させていただきたいと思います。ご提案ありがとうございます。

【山崎委員】

ありがとうございます。正式名称は「住民よろず相談」と言います。

【池本委員】

10 ページの「市営住宅への優先抽選」というのは、他の市町村からの入居を想定されていますか。学校で言うと学校から離れなければならなかった、あるいは他市町村でそういった事情があって本校に入学してきたというパターンがありました。その場合、まず同じ市内からの異動というのはあまりないのではないかと思います。そういった中で、もし石狩市への転入を希望すればこの対象になるのかということをお聞きしたいです。2点目は11 ページの窓口の設置ということで、その下の方の具体的な取組内容というところで人権相談などが記載されておりまして、この辺は性別を問わないとは思っておりますが、どちらかというと女性が主体なのかなと感じました。この部分は相談者は男女問わずということで考えていただければと思いました。3点目ですが、12 ページの性別にとらわれない中学校の制服の選択というところですが、この点について市教育委員会と共有された項目なののでしょうか。おそらく学校へこのままこの計画が市で決まりました、となるとその辺の調整が難しくなるのかなと思っています。

【事務局（青山課長）】

申し訳ありません。2点目の人権相談などに関するご質問のところだけもう1回お願いできますか。

【池本委員】

「女性相談」や「妊産婦相談」などあるのですが、これは男女問わずという形でここを一つの窓口として考えていいのでしょうか。逆に男性が女性から暴力などを受けるというのもゼロではないのではないかと思います。

【事務局（青山課長）】

ありがとうございます。3点ご質問確認いたしました。まず1点目 10 ページのDV被害者の方への支援の内容の中の市営住宅の優先抽選ですが、基本的にこれは今まだ市では取り組んでいない内容なのですが、北海道から全市町村に向けて市営住宅に優先的に入れるよう何かしら対策を講じるようにということで通知が来ているようです。それを踏まえて今回計画改定のタイミングでもあるので、ぜひ追加して欲しいと我々の方から要請して入れることとなりました。全道的な取組ですので、おそらくイメージとしては池本委員が仰ったように他の市町村から来た方に向けてということではあると思いますが、現状まだ制度として決めているものではないですが、市内居住者の入居を拒否するものではありません。該当の方がいれば優先的に入居できるような術を講じていく考えでおります。市外から来た方限定などといったことではないということです。それから2点目の 11 ページの相談内容の表記の件についてですが、今現在市で行っている相談の名称をこちらに掲載させていただきました。仰っているように「女性相談」という名前ではあるのですが、男性の方も相談していただけるように、同じ相談体制で「家庭生活相談」という名前で隣に書いているものを行っており、男女問わずという意味では「家庭生活相談」としてやらせていただいています。「妊産婦相談」は女性に限った相談になっておりますが、これは市の保健師が妊娠後に何か困りごとがある妊婦や出産後の産婦の方を対象に行っているものです。女性に限ったように見えてしましますが、幅広く性別を問わず家庭生活相談という形でやらせていただいているというのが現状でございます。それから3点目の 12 ページ、中学校の制服の選択ですが、これは教育委員会と協議した上で今回この計画に掲載させていただきました。市内の全中学校のうち厚田区浜益区の中学校を除いた旧石狩市域の全中学校につきまして、今女性がスカートかスラックスを選択できる仕組みを取り入れているようでして、今年度からもう始まっているということです。そういった取組として教育委員会の方で行っていると確認した上で、こちらに載せさせていただいた次第であります。

【池本委員】

私もそれは知っていますが、例えば女子だけれど男子の制服を着てもいいということではなく、スカートとスラックスの選択ができるということですよ。

【事務局（青山課長）】

そうです。この記載だとそこまで伝わらないかもしれないですね。教育委員会の方でどういう発信の仕方をしているか、その部分と合わせてこの部分の表記をもう少し誤解のないように、わかりやすい記載にしたいと思います。

【岩崎委員】

性的マイノリティのために制服をジェンダーレスにしようという動きが多くなっているのですが、それで問題になっているのはその制服を着ることでカミングアウトのようになってしまうということです。シスジェンダー、つまり心と体が一致していたとしても、自分は男性だけれどもスカートの方が落ち着くという人もいるわけで、その逆の人もいます。性別

と言う範疇ではなく、本当にフリーな制服のようにするのがおそらくこれから主流になっていくのではないかと思いますので、そこは配慮してあげて欲しいと思います。

【事務局（青山課長）】

書き方として、この表記で気になるところがありますか。

【岩崎委員】

「性別」という言葉はない方がいいのではないかと思います。女子が冬は寒いからスラックスを穿きたいということでもいいと思います。むしろ北海道でどうしてスカートを穿かせているのかと疑問です。

【事務局（青山課長）】

池本委員と岩崎委員にいただいたご意見を踏まえて、教育委員会と相談して表記の仕方について再度検討したいと思います。

【森口委員】

ちょうど困難女性支援の話題になっているのでお話しします。市営住宅の優先抽選について困難女性支援法に基づいた通達に伴ってこういった取組となっていると思うのですが、優先抽選というのでは少し弱いのではないかと思います。「優先抽選」ですと待ち時間があるということなので、緊急避難のための住宅であると考えないとタイムロスになってしまう。新法を読むと公営住宅や民間のアパートなどを活用して入居できるように、というところが趣旨だと思います。抽選を優先するという形でタイムロスを生むのではなく、目的外利用で市営住宅を利用できるようにしたり、民間のアパートなどを活用した住まいのセーフティーネットを整えるための検討をするなどもう少し踏み込んだ言い方にならなければ、本当に今避難しなければならない人を支援できないのではないかと思います。

【事務局（青山課長）】

「困難な状況を抱える人」として国は「困難な問題を抱える女性」「困難女性」という言い方をしていますが、我々の計画では性別に関わらず「困難な状況を抱える人」という言い方をしています。現行の制度として市では優先抽選というものを行っており、今はDV被害者を対象としたものではないのですが、「困難な状況を抱える人」として高齢者や障がい者を対象として、困難を抱えている方に対する優先抽選の取組は行っております。ただそれは生活困窮への支援の部類に入るもので、今回の困難を抱える人というくくりではもっと幅が広い話になっています。

【森口委員】

即時入居ができたり、ステップハウスのように一時的に入ることができる場所がある方がこの計画の趣旨には合っているのではないかと思います。生活困窮者支援へ引っ張られるのではなく、DV被害者への支援としてとらえていただきたい。

【事務局（青山課長）】

我々の方でも緊急性が高い場合は、市営住宅が空いていれば市営住宅への優先入居ですとか、あるいは市の生活困窮ハウスといったものがありますので、そういった取組ももちろんこの中に入ります。おそらく市営住宅の優先抽選という書き方がそれだけをやっているようで不足して見えるということですよ。その辺を少し肉付けして、記載を変えていきたいと思います。ありがとうございます。優先抽選以外にも緊急対応を行っていますのでその部分を記載していきたいと思います。

【高嶋委員長】

残り時間が少なくなってまいりましたが、まだご発言いただいていない方、いかがでしょうか。

【石上委員】

できるかどうかわかりませんが、資料3の「Ⅲ誰もが安心して暮らせる社会の実現」の「施策の方向4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実」で、市民図書館での関係図書の提供が記載されていますが、子どもへの周知も考えると学校図書館にも同じような取組をやっていただくと効果的ではないかと思います。

それから計画案の16ページ以降の資料編ですが、グラフの色が見づらいので少し色味を考えていただけたらと思います。

【事務局（青山課長）】

ありがとうございます。ご提案いただいた学校図書館での関係図書の整備につきましては施策の中で子どもへの共同参画の理解促進を明記しておりますので、教育委員会、市民図書館とも相談した上で進めていきたいと考えています。それからグラフの色については申し訳ございません。改めて見たらほとんど同系色になっていますね。より視覚的に見やすいように工夫させていただきます。ありがとうございます。

【森口委員】

2点だけ確認させてください。資料2の12ページ「地域防災における共同参画の推進」の「(1) 共同参画の視点に立った防災対策の推進」について、こちらは前計画と大きく変わらないということでしたが、こちらについては数値目標があった方がいいのではないかと思います。男女共同参画の観点でいうと、避難所の設計基準の策定に女性の視点がどのくらい含まれているのかということは重要な指標で、札幌市の計画でもその点は記載されています。多様な方を受け入れる防災体制が作られるのだということが、ここに明記されることが大事なのではないかと感じました。もう1点が、石狩市は就農など第一次産業のことを書かれています。が、「女性版骨太の方針」によると国の方向性としてはデジタル人材、特に理系の女子を育てるための取組を進めましょうということが言われています。そちらへの対応などお考えがあればお聞かせください。

【事務局（青山課長）】

ありがとうございます。防災関連につきましては、石狩市では令和5年度に避難所運営を含めた防災に関する共同参画のあり方を、本委員会でご議論いただいております、その提案を様々な計画やマニュアルに反映させて取り組んでいるところです。例えば防災会議ですとか避難所運営を中心になって担う方々の中に、女性を積極的に入れて男女問わず性別に関わらずいろいろな人が、より良く過ごせるような取組を推進して計画やマニュアルに反映させているところです。取組としてはもちろん行っておりますが、成果指標とするかどうかというところですね。他市の計画など見ると入れているところもあるのですが、今回我々が意識した考え方として、できる限り男性や女性などといった性別をどちらかに寄せた指標を避けるようにしているというところがあります。計画の名称もですが、性別に関わらずという部分を計画に反映させたいという思いがありました。もちろん取組としては防災会議の委員女性の参画割合を増やすなど色々あるのですが、そういった思いで成果指標には入れなかったというのが正直なところです。ご意見いただいた部分については改めて我々の方でも受け止めて検討して行きたいと思っております。2点目のデジタル人材、理系女子ですがそういった部分についても同様の考えなのですが、進むべき目標ですとか方向性については書けるのですが、市の施策として具体的に何をやるという部分まで至らなかったというのが正直なところです。ご提案ありがとうございます。再度より良いものとして反映できるか検討させていただければと思います。

【高嶋委員長】

最後に僕からいいでしょうか。最初の6ページで、石狩市のこどもの権利条例が施行されてそれを踏まえた成果指標になっていると思うのですが、成果指標の②こどもの権利を知っている人の割合になっています。「こども・子育てアンケート」がどういった質問の仕方をしているのかわからないのですが、子どもと大人に対するアンケートがそれぞれあると思うので、可能であれば子どもと大人を分けて記載した方がいいのではないかと思います。子どもも参画主体であることを成果指標上も明確にすることができますし、札幌市や他の自治体を見ても、子どもと大人の認識のギャップが大きいものでもあるので、合算された形ではなくて別々の成果指標を設けた方がいいと思います。そうすることでさらなる石狩市の共同参画に繋がるところだと思います。

【岩崎委員】

お話を伺っていて、計画名称から「男女」という記載を除くのはとてもいいと思うのですが、「女性」という言葉を全部消してしまうのはどうだろうかと思います。例えば「黒人の命は大切だ」という運動に対して、いや「全人類の命が大切だ」といった動きがありましたが、それは黒人という被差別の属性に対する暴力だと思います。そうならないようにだけは気をつけていただきたいと思います。

【高嶋委員長】

カテゴリー分けが必要なところなど、明確に落とし込むべきところの考慮は必要かもしれ

ません。

【事務局（青山課長）】

もちろん施策の方向性や中身として「女性」と書いて進めていくべきところはそういった形でやっていきたいと思っています。先ほど申し上げた成果指標として表記する部分については、今回の計画の5年間の目標として「女性の割合」という部分で成果指標として設定してそれを目指すことを事務局では迷ったところです。

【森口委員】

やらなければならないことではないでしょうか。その視点が欠落しているので、岩崎委員が仰ったように必要で残すべきところではないでしょうか。

【事務局（青山課長）】

もちろん実施はします。同じような類でいうと、例えば今まで設けていた指標で、審議会における女性委員の割合というものがあるのですが、今回の計画にはその指標は入れませんでした。その理由の一つが、繰り返しになりますけども、いろいろな考え方や立場の方が積極的に参加していただいて、様々な議論が進められるのがいいということで、そこから性別というものを一つ取り出して目標として設定するべきなのかというところでもあります。国はまだその目標を設けているのですが、今回の計画としては性別に関わらず全ての人、あらゆる人が参画してより良いものにしていきたいと考えて、市の成果指標としては設けませんでした。同様の考えで今回の成果指標の捉え方については、そういった扱いにさせていただいたということです。

【高嶋委員長】

成果指標の話でいくと、2ページの基本理念で基本的な考え方を述べている部分がありますが、その部分でこれまで様々な困難が集中してきた属性について言及したり、それを解決して行くための目標や取組、指標であるということをどこかに記載してあってもいいと思います。この場で話しているとそういった思いなど僕たちは直接聞くことができますが、一般に公開される中で、ただ無くなっただけと捉えられて誤解を生みかねないので、「女性」もそうですし様々な困難が集中しているところにしっかりと目を向けた上での計画ということが伝われば、全体の見え方が変わってくるのではないかと思います。

【岩崎委員】

全てのジェンダーバランスを整えるのは大前提であるということが分かれば、一つ一つに言及しなくてもいいかもしれません。

【事務局（青山課長）】

ありがとうございます。頂いたご意見を踏まえて再度こういった形の表記がいいか検討させていただきたいと思います。

【高嶋委員長】

議事を先に進めてもよろしいでしょうか。では議事の2番目、計画の名称について、事務局からご説明をお願いいたします。

協議事項2 計画の名称について

【事務局（柴田主査）】

先ほど計画案の説明の冒頭でも申し上げましたが、(3) 計画等の表記についてのご提言を受けまして、性別に捉われないという観点から、計画名や計画内における表記についても、法律や国の制度等を除き、今回「男女」の文言を記載しない扱いとしたところであります。

そこで新たな計画の名称につきまして、資料1「2 計画名について」をご覧ください。こちらにありますとおり、「男性」「女性」というくくりからの脱却しながら住民に伝わりやすいものとして考えています。事務局案として資料には、①石狩市第5次共同参画・多様性推進計画 ②石狩市ジェンダー平等・共同参画計画 ③石狩市共同参画プラン～誰もが自分らしく生きられるまち～といった3案を出させていただきましたが、こちらにこだわらず、皆さまの発想で様々にお考えいただきたいと思います。説明は以上です。

【高嶋委員長】

ありがとうございます。名称についてはこれまでの委員会でも話題になっておりました。事務局案に対してのご意見、キーワードの提案でも結構ですがいかがでしょうか。やはり残した方がいいなどありますか。

【山崎委員】

「共同参画」という言葉が市民に浸透していっていると信じたいところですが、この単語だけ見ると意味が伝わりにくい気がします。ある意味「男女」という単語が入っていたことによって、なるほど男女共同参画だなという主語のような役割になっていたと思います。私どもの方では地域共生社会の実現ということで障がいの有無や年齢、世代に関わらずあらゆる方たちが集まるという意味で、3番目の「誰もが自分らしく生きられるまちへ」が要素として似ている印象があります。地域共生社会とこの共同参画と何が違うのかというところもこの単語だけでみると伝わりにくいような気がします。

【岩崎委員】

「男女共同参画」というのは、そもそも「ジェンダー」という言葉を使いたくない宗教右派の人たちの影響で「ジェンダー」という言葉ではなく「男女共同参画」とされてしまったという歴史があると思うのですが、②を少し変えて「石狩市ジェンダー平等計画」でも良いかと思います。②のままだと共同参画とジェンダー平等が並んでしまっているので、共同参画を無くすとわかりやすいかと思います。

【森口委員】

方向性としては横文字を使わないと仰っていたのですが、悩ましいと思っていたところで

す。ジェンダーという言葉を使うのも狭すぎるような気がしますし、もう少し広い意味での言葉となるとまたわかりにくくなってしまいます。

【山崎委員】

福祉にも似たような意味の単語がたくさんありますので、差別化を図る必要があるかと思っています。

【高嶋委員長】

他はいかがでしょうか。それぞれの分野で使われている言葉が様々あるとは思いますが、片仮名を使わないこの分野のキーワードというのはかなり難しいですね。漢字にすると意味がわかりにくくなることも多い。事務局案の中で言えば、シンプルなものとして「多様性推進」などは老若男女がわかるものではないか思います。ただ、社会に関わっていくという「参画」のいう部分では、これまで様々な法制度などでも使われてきた「共同参画」が抜け落ちてしまうところではありますが、目指しているところを考えれば、多様性を推し進めてより良い暮らしを目指していくという目的の部分は変わらないのかなと思います。それでいうと副題があると漢字だけで分かりにくくなってしまいうところを少し補うことができると思います。

【事務局（青山課長）】

事務局の方でもこの3案を絞り出すのもなかなか難しかったのですが、山崎委員が仰っていたとおり、共同参画の頭の「男女」を取ってしまうと何のことかわからなくなってしまふのは否めないところです。やはり「男女共同参画」というのが、一つのキーワードに法律上もなっているので、単純に「共同参画」だけで意図が伝わるのかという部分がやはり一番悩みました。それで、「多様性推進」という言葉をつけたのですが、「多様性推進計画」という名称も一つの計画の趣旨としてはいいのかとも考えました。

【小原委員】

多様性を「推進する」のでしょうか。今ある多様性を認めていこうということではないかと私は思っています。多様性を出していこうというのではなくて、社会の中の多様性を認めていこうよということなのかなと思っているので、「推進」という言葉がしっくりきません。だからと言って代わる言葉は出てこないのですが「誰もが暮らしやすいまちの実現」というのがとても分かりやすく良いと思いました。

【岩崎委員】

今、ChatGPT に聞いてみました。多様性共生計画・多様性活躍計画・多様性推進計画・多様性尊重計画・みんな参画計画・誰もが活躍計画・自分らしさ発揮計画・包摂社会づくり計画・みんなの未来計画・共に進む計画・違いを生かす計画、だそうです。

【高橋委員】

その「多様性」という言葉をよく言っている立場なのですが、多様性という言葉は危険な時がありまして、意味が広すぎるのではないかとも思っています。この計画では、例えば今回子どもや女性、障がい者などを見据えた計画というところだと思うのですが、「多様性」と言ってしまうことで、ここに当てはまらなかった方や外国人ルーツの方たちはどうなるかという問題が出てきてしまい、それらの人を排除しているのではないかということになりかねない言葉でもあるのかなと思っています。「みんなが・・・」や「誰もが・・・」といった方がいいかと思います。

【森口委員】

そのほうが柔らかい印象ですね。

【高嶋委員長】

副題はとてもいいと思います。副題を活かすような主タイトルがあればいいですね。漢字の持つこれまでのイメージやニュアンス、片仮名のわかりにくさなど悩むところではあります。この場で決定ということではないですね。

【事務局（青山課長）】

決定ではないです。皆さまのご意見いただいて、それを踏まえながらどういった形が良いか再度名称について検討させていただければと考えております。方向性が少し見えればというところでお聞きしました。様々なご意見を頂きましてありがとうございます。

【高嶋委員長】

副題はとてもいいと思います。こちらが活かされるのであれば、わかりにくさなどの論点はありませんが「共同参画」だけシンプルに残す形でもいいのかなと思います。多様性やジェンダーなど他の言葉に置き換え過ぎない方がいいですね。

【岩崎委員】

「市民共同参画計画」はどうでしょうか。

【高嶋委員長】

いいですね。それと副題の意図、趣旨説明があるとより良いと思います。タイトルだけに入っているとそこだけ浮いてしまう。意図や思いが書かれているといいかと思います。困難を抱えた方々のこともしっかりサポートしていくという姿勢とあわせて、「誰もが・・・」という言葉を使うことで、この場に出てきた様々な意見と繋がるものと思います。

予定時間が過ぎていますが、他よろしいでしょうか。今回出されたご意見については事務局が取りまとめを行いまして、最終案としてパブリックコメントを経た上で決定ということになります。最後、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局（青山課長）】

本日は長時間に渡りご議論いただきありがとうございます。変更や修正が必要な部分は反映させていきたいと考えてございます。来月から市民参加手続きであるパブリックコメントを実施し、またそこでいただいたご意見を反映させていただきます。次回の第4回の委員会は内容次第では、会議形式で集まっていただくか、軽微な変更という形で書面会議の方でさせていただきますか、市民参加手続きを経てどちらにするかの判断となります。改めてその場合はご案内させていただければと思っております。以上になります。

【高嶋委員長】

それでは以上をもちまして令和7年度第3回石狩市男女共同参画推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。

令和7年12月25日議事録確定

石狩市男女共同参画推進委員会

委員長

高嶋真之

